

大竹市地域公共交通計画策定業務委託について

1 案の要旨

令和 6 年 2 月 26 日に開催された令和 5 年度第 2 回大竹市地域公共交通活性化協議会において、現行の大竹市公共交通網形成計画の対象期間を 1 年間延長し、令和 6 年度までとすることが決定した。

そうしたことから、今年度において計画の対象期間を令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とする「大竹市地域公共交通計画」を策定するため、このたび計画策定業務を行う業者を選定するもの。

なお、選定業者は随意契約により、株式会社地域未来研究所とする。

2 随意契約の理由

株式会社地域未来研究所は、道路交通分野、公共交通分野、都市・地域計画分野、ICT システム分野といった業務内容を行っており、大阪本社のほか 4 都府県に営業所、事務所を持ち、広島市に中国四国事務所が存在する。

とりわけ公共交通分野において、公共交通全般にわたる調査や計画づくりを支援する業務を行っており、平成 20 年度から本市の地域公共交通計画の策定に携わっている業者でもあることから、これまでの業務を通じて得られた本市の公共交通の状況をはじめとしたさまざまな情報を蓄積しており、業務期間の短縮、経費の削減、業務内容の品質及び円滑な実施を確保する上で有利と認められるため、随意契約とする。

3 契約締結日

本協議会での議決後、速やかに

4 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 契約予定金額

5, 478 千円

6 参考

※地域公共交通計画とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和 2 年 11 月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。